表補助金等の予算科目の欄中「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金及び指導監督交付金を除く。）」を「地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び指導監督交付金を除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号の規定は、平成二十八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百六号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第一項第一号及び第三項第二号、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の規定に基づき、農林水産大臣の定める率を次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

土地改良法施行令第五十二条の二第一項第一号及び第三項第二号、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の農林水産大臣の定める率は、年〇・六パーセントとする。

○農林水産省告示第九百七号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第二項及び第六項、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号）附則第九項並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

一中「事業に係る負担金」の下に「についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。」を加え、一の表第一号中「年五分」を「年〇・六パーセント」に改める。

二中「に係る負担金」の下に「についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。」を加え、二の表第一号ア及びイ中「年五分」を「年〇・六パーセント」に改める。

第二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

二中「及び附則」を「及び」に改め、二の表第一号アの(ア)中「第一号の四」の下に「、第一号の五」を加え、「年五分」を「年〇・六パーセント」に改め、同号アの(イ)中「年五分」を「年〇・六パーセント」に改め、同表第二号イ中「年五分を」を「年〇・六パーセントを」に改める。

第三　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

一のア中「法」を「土地改良法（以下「法」という。）」に、「年五分」を「年〇・六パーセント」に改める。

四の次に次のように加える。

附　則

この告示の規定によりなお従前の例によることとされた特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする法により国が行う土地改良事業であって、その負担金の支払期間の始期が平成二十八年度以降であるものについて、都道府県が法第九十条第八項の規定により関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により国営市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分の利率は、この告示の規定にかかわらず、年〇・六パーセントとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百十三号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、平成二十六年経済産業省告示第七十一号（租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成二十八年三月三十一日　経済産業大臣　林　幹雄

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続

（国内鉱業者等に係る申請書の提出）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者であることにつき租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の十五第二項又は第二十二条の五十九第二項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする法人は、様式第一又は様式第三による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき規則第二十一条の十五第三項又は第二十二条の五十九第三項の規定による認定を受けようとする法人は、様式第二又は様式第四による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

3　前二項の規定による申請は、法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）終了の日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（国内鉱業者等に係る認定書の交付）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項及び第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該法人が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第三十四条第八項若しくは第九項又は第三十九条の八十八第七項若しくは第八項に定める要件に該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人に交付するものとする。